

本章では、県内自治体における古文書の所在確認状況からみえてくる課題について、各自治体を対象に行ったアンケートの結果をもとに述べる。

## 第1節

## 埼玉県内の自治体史編さん

本節では、次節以降のアンケート結果および課題提示の前提として、埼玉県内において自治体史編さんがどのように行われてきたのか、その概要を記す。また、編さん事業の中でみられる成果や特徴についても可能な限り触れておく。

## 第1項 県内における自治体史編さんの動向と成果

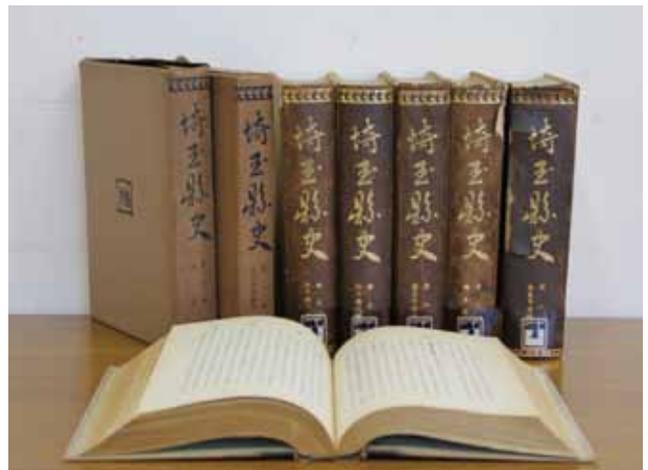
## (1) 県の動向

近代以降に行われた埼玉県の史誌編さん事業の中で、最も時期の早いものに「埼玉県史料」と「郡村誌」がある。これらは、いずれも明治政府の指示のもとに行われた事業であり、前者は国史のうち『府県史』の埼玉県分、後者は『皇国地誌』編さん事業の一環として埼玉県が編さんした郡市・町村誌である。どちらも事業は途中で中止となったが、「埼玉県史料」は『埼玉県史料叢書』第1巻～第5巻として、「郡村誌」は『武蔵国郡村誌』としてそれぞれ戦後に翻刻・刊行されている。

埼玉県を単位とする修史事業は、須永和三郎編『埼玉県史談』が学校教育の副読本として明治27年(1894)に刊行されたが、県が主体となつての通史は、大正元年(1912)に刊行された『埼玉県誌』上・下を待たなければならなかった。

はじめての本格的な県史となる『埼玉県史』の編さん事業は昭和3年(1928)に開始され、同年4月の県告示にて「県史及県会史編纂委員会設置規定」が制定、事務所が埼玉図書館内に設置された。この事業により、翌昭和4年にまず史料集『埼玉叢書』3冊が刊行された。その後、昭和6年から昭和14年(1939)にかけて第2巻から第7巻までの通史6冊を刊行し、戦後の昭和26年(1951)に第1巻の原始・古代編を刊行して編さん事業は終了した。

この間、『埼玉県史』の編さんを支援す



3-1 旧埼玉県史

るかたちで埼玉郷土会が設立され、雑誌『埼玉史談』が創刊された。同誌は、いわば県史研究ともいえるものであった。

『埼玉県史』刊行終了後、県の修史事業としては『埼玉県議会史』や『埼玉縣市町村合併史』、『埼玉県教育史』の編さんが行われた。また、昭和44年(1969)に文書館が設立され(昭和50年に部署として独立、昭和58年に単館として独立)、それと時期をほぼ同じくして埼玉県史料集の刊行が開始された。埼玉県史料集は、昭和43年刊行の第1集『石川正西聞見集』から、昭和50年刊行の第7集『中山道浦和大宮宿文書』まで7冊が刊行され、休止となった。そして、それに代わるかのような形で昭和52年(1977)から開始されたのが、『新編埼玉県史』編さん事業であった。

『新編埼玉県史』の編さん事業が始まったとき、県内では既にいくつもの市町村で自治体史編さん事業が行われていた。また、昭和49年(1974)には、自治体同士の相互連絡を計る組織として埼玉縣市町村史編さん連絡協議会が設立された。これらについては次項で詳述する。

『新編埼玉県史』は、昭和52年に県史編さん委員会が設置され、埼玉県県民部に県史編さん室が開室されスタートした。編さん期間はおおよそ10年間とし、通史編、資料編、別編併せて30冊程度の刊行が計画された。実際には、昭和54年に第一冊目となる『資料編10 近世地誌』が刊行されて以来、平成3年(1991)まで14年をかけて通史編7冊、資料編26冊、別編5冊の全38冊が刊行され、県史編さん事業は一区切りとなった。その後、県史編さん室は縮小されながらも、普及版『新編埼玉県史図録』(平成5年刊行)や『埼玉人物事典』、『埼玉県史料叢書』の刊行に向けた作業を続けた。また、これらの編さん事業と併せて、『新編埼玉県史』における収集史料の整理・公開も進められた。

このように、県史自体の刊行が終了した後も事業は継続されていたが、平成7年(1995)の県庁における機構改革に伴い、編さん室は廃止となった。編さん室が行っていた事業は文書館へ移管され、文書館に史料編さん課(現史料編さん担当)が設置された。文書館では、『埼玉人物事典』と『埼玉県史料叢書』の刊行事業、および県史編さん事業における収集史料の整理と公開作業が続けられた。『埼玉人物事典』が平成10年に刊行された後、刊行事業は『埼玉県史料叢書』のみとなり、現在に至っている。収集史料の整理と公開については、平成14年度までに目録のデータベース化が終了、平成19年度からは本格的な閲覧提供を行っている。

なお、県史編さん室で行われていた『県史研究』および『県史だより』の刊行事業も上記事業と同時に文書館へ移管されたが、いずれも平成11年に休刊となっている。

## (2) 市町村の動向

### ①市町村における編さん事業の経過

自治体史編さんの動向をみる前に、まずは県内市町村の合併状況について概観しておきたい。



3-2 新編 埼玉県史

昭和24～25年（1949～50）に出されたシャープ勧告を受けて、日本政府は昭和28年（1953）に時限法として「町村合併促進法」を制定した。これに基づき県では、「埼玉県町村合併試案」を発表し、その結果、「町村合併促進法」が失効する昭和31年までに県内自治体の数は323市町村から104市町村となった。さらに、同法失効にともない新たに制定された「新市町村建設促進法」により、昭和35年までに自治体数は94市町村に減った。その後、昭和48年（1973）には深谷市と豊里村の合併もあり、昭和末年時点で自治体数は92市町村となった。

平成に入ると、平成12年（2000）の「行政改革大綱」における方針のもと、さらに合併が進められ、特例措置が最終的に期限を迎える平成22年までに自治体数は64となり、翌平成23年に行われた鳩ヶ谷市の川口市への編入合併をもって現在の63市町村となった。

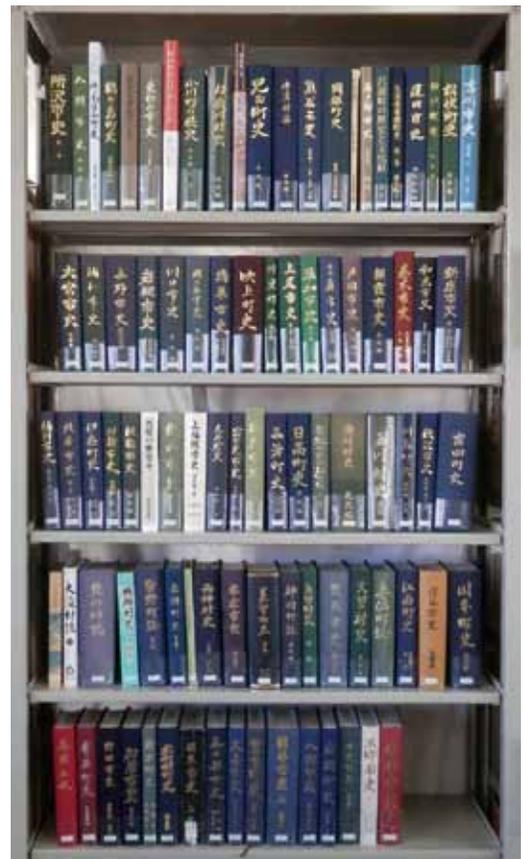
さて、埼玉県内の市町村における自治体史編さんの様子をまとめたものが、埼玉県自治体史編さん年次表（資料編98頁）である。

県内市町村による自治体史編さん事業は、戦後の比較的早い時期、昭和30年代前半から行田市、小川町、名栗村などいくつかの自治体で始められている。これらの自治体史は市町村合併などを契機とした記念誌的な性格が強く、通史が記述された本を刊行することに主眼が置かれることが多かった。したがって、事業が単年度や短い期間で終了したり、資料編が刊行されなかったりといった場合も多く、編さん事業に伴う資料調査、整理や史料保存などについてはあまり考えられていなかったともいえる。

編さん事業が県内各地で行われるようになったのは、昭和40年代に入ってからであった。なお、同時期に自治体史編さんが盛んになる、という動きは埼玉県に限ったことではなく、全国的な傾向としてもみられるものである。

県内の自治体史でいうと、昭和38年（1963）に事業が開始された『川越市史』をはじめとして、『越谷市史』『浦和市史』など、この頃に編さんを始めた自治体史は、従来の記念誌的なものではなく、資料調査に基づいた資料編も刊行されるものが多くなっている。

この時期に編さんを始めたのは、前述したような比較的大規模な市だけではなかった。昭和43年（1968）の明治100年記念や市町村制の周年記念、郷土愛や文化の向上、将来への発展といった名目のもと、規模の大小を問わず県内自治体の多くが、昭和50年代までに事業を開始した。また、事業開始の契機としては、上記に加え、昭和の大合併と呼ばれる市町村合併が落ち着き、地域開発が盛んに行われるようになり高度経済成長期を迎えた社会情勢の中で、地域史料の散逸が問題になったり、史料保存運動が盛んになったりしたことも考えられる。もちろん、これらの問題意識や運動は突如として湧いたものではな



3-3 県内の自治体史

く、昭和27年(1952)に設立した埼玉県地方史研究会の長年にわたる活動の積み重ねや、文書館の存在によるところが大きかった。

一方、編さん事業自体の契機だけではなくその中身に目を向けると、市町村における自治体史編さん事業の本格化、つまり刊行のみを目的とした事業から、地域史料の保存・活用を重視する事業への変化に最も大きな影響を与えたのは、埼玉縣市町村史編さん連絡協議会の設立であったといえる。

埼玉史協は、自治体間の連絡や情報交換、自治体史編さんに関わる研修の開催などを目的として、昭和49年(1974)に結成された協議会である。各自治体の編さん事業担当者は、埼玉史協が開催する研修を通じて資料編を刊行するにあたり、必要な資料調査や資料の活用方法などを学ぶ機会を得た。そして、その成果を担当者が自らの自治体に持ち帰り、自治体内で共有することにより、各市町村における自治体史の編さん事業は、それまでの通史のみの記念誌的なものから、資料調査→整理→報告→資料編の刊行→通史編の刊行という、資料の存在を重視したものへと変化していった、ともいえるのである。また、前項で述べた『新編埼玉県史』編さん事業も、文書館や埼玉史協の活動などとも関わり合いながら、市町村史における自治体史編さんと相互に影響しあっていたといえよう。

## ②編さん事業終了後の動向と事業の成果

前項では、昭和40年代以降における県内市町村の自治体史編さん事業の隆盛とその背景について述べたが、時代が下り昭和60年代に入ると、予定されていた自治体史の刊行をすべて終え、編さん事業を終了させる自治体が多くなってきた。それに伴って問題となったのが、事業終了後の地域史料の取り扱いであった。埼玉史協ではこういった問題に対し、昭和60年(1985)に専門研を発足させ、地域文書館設立を提唱した。また、専門研設立の翌々年には公文書館法が成立した。同法の成立などを受け、埼玉史協は平成3年(1991)に、会の名称を「埼玉縣市町村史編さん連絡協議会」から「埼玉県地域史料保存活用連絡協議会」へと変更した。このことは、設立当初からの「県内自治体における自治体史刊行に資する」という会のあり方から、地域史料の重要性を訴え、これらの史料の収集・整理・保存・活用および、地域文書館の設立を目指すための会へと大きく方針を転換したことの表れといえる。

このような埼玉史協の活動や全国的な資料保存運動の動きの中で、県内では昭和63年に文書館機能を持つ博物館として八潮市立資料館、平成5年に久喜市公文書館、続く平成6年に文書館的機能を備えた入間市博物館が開館した。また、近年になってからは、戸田市アーカイブズ・センター(戸田市立郷土博物館内に設置)や、さいたま市総務課アーカイブズセンターが設立されている。また、館としての設立には至らないまでも、県内の多くの自治



3-4 埼玉史協の成果刊行物

体が文書管理規程の中に歴史的資料の保存に関する項目を設けている。

時代が平成に変わると、自治体史編さん事業を終える市町村はさらに増え、編さん事業後の引継ぎや資料の管理・保存が問題となる自治体が多く見受けられるようになった。その一方で、平成の合併などに伴う新たな自治体史編さんや、ビジュアルを重視した普及版の刊行を行う市町村も現れている。



3-5 文書館機能をもつ八潮市立資料館

平成29年度現在、県内では熊谷市、行田市、松伏町、さいたま市、秩父市（資料編の刊行のみ）が編さん事業継続中であり、このほか春日部市では、第2次春日部市史編さん事業計画が策定され、編さん事業を継続している。

### (3) 小 括

以上、埼玉県における県および市町村の自治体史編さん事業について、その概要を記した。

大きな特徴としては、やはり埼玉県地方史研究会や埼玉史協、そして文書館の存在が挙げられるだろう。研究会や文書館が比較的早く設立し、資料調査・研究・保存・活用といった自治体史編さんに必要な人材や体制が整ったことで、その後始められた県史編さんはもちろん、市町村における自治体史編さんにも大きく寄与した、といえるのである。

また、市町村が編さん事業を行う中で、現場の必要にかられて設立されたともいえる埼玉史協は、各自治体が編さん事業を行っていたときはもちろんのこと、事業終了後から現在に至るまでの資料調査・保存活動にも大きく貢献しているといえるだろう。

しかし、ほぼ全ての市町村が自治体史編さん事業を終えて久しい現在、度重なる庁内の機構改革や自治体の合併などにより、編さん事業実施時における担当部署の情報がどのように、またどの程度引き継がれているのか、資料の所在情報はどのようになっているのか、各自治体における資料調査・保存の現状はどのような状態なのか、そもそも担当する専門職員はいるのか、不明な点も多く、各自治体における課題は山積である。

第8次専門研ではこのような課題意識のもと、県内全市町村あてにアンケートを実施した。その結果については、次節以降で詳しくみていきたい。



3-6 埼玉県立文書館

## 第2節

## 自治体向けアンケートの実施

## 第1項 アンケートの目的と実施にいたる経緯

本節は自治体向けアンケートの結果について分析を加えたものである。

アンケート調査の実施にあたっては、平成28年（2016）7月25日に開催された第1回専門研会議において、研究テーマ「自治体史編さん以降の地域史料管理」の情報収集のため、埼玉県内の自治体にアンケート調査を実施することが決定された。同年12月1日に開催された第2回会議では、アンケートの内容が検討され、①古文書（史料）に携わる職員②平成の合併後の自治体における古文書の引継ぎ状況③個人所蔵史料の把握④個人所蔵史料の保管に対する自治体の対応⑤市場に流通した古文書の情報収集とその対応—以上の5項目に対する質問案のほか、過去の自治体史編さんの刊行物に収録された史料（文書群）の情報に関するアンケート（第3章第3節「刊行物アンケート」36頁）が作成された。アンケートは、平成29年1月11日付け埼史協第26号にて県内の63自治体に送付した。

本節の「自治体向けアンケート」については、県内63自治体（回答率100%）から回答を得ることができた。63自治体のうち、担当部署が複数ある自治体からは部署ごとに回答されたものもあるため、回答の合計数は66件である。なお、回答には事務局による追加調査の結果も含まれる。また、アンケートの項目によっては、回答いただけていないものもあるため、分析に使用したパーセントについては、各項目の回答数を分母として算出したものである。結果をまとめたものは、資料編5-1文書所在調査アンケート集計結果（資料編94頁）になる。

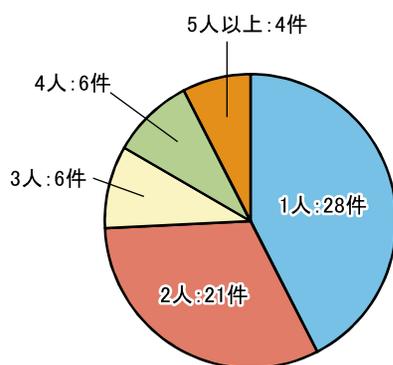
## 第2項 アンケートの結果

## 1 自治体内に古文書に携わる担当職員はいますか？

古文書に携わる担当職員について66件の回答を得た。

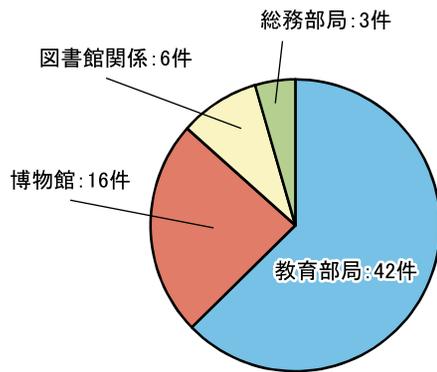
①担当職員については、「いる」の回答が100%と、県内全ての自治体において古文書に携わる職員が配置されていることがわかった。

②職員の人数については、おおむね1人ないし2人の職員が配置されている結果となった。回答では、担当部署が複数ある自治体は、担当職員の合計数を回答されている。また、回答には10人（1件）、11人（1件）という事例もあったが、古文書担当の職員数ではなく、担当部署の職員数を回答されていると考えられる。

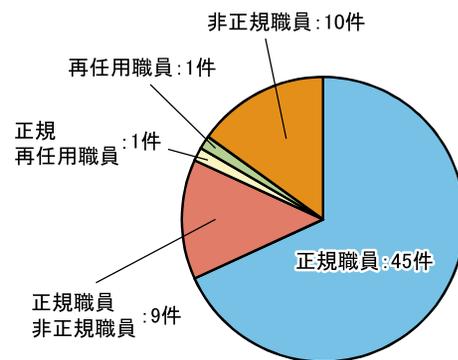


3-7 職員の人数

③-1担当部署については、67件の回答を得た。文化財保護課や生涯学習課などの教育部局が42件（62.7%）と半数を占め、次いで博物館関係が16件（23.9%）、図書館が6件（8.9%）、総務部局が3件（4.5%）であった。教育部局のうち2



3-8 担当部署



3-9 担当部署の配置職員の身分

件については、埋蔵文化財の担当者が対応していることから、古文書専門の担当者を設けず、文化財全般の業務の一環として対応していることがわかった。

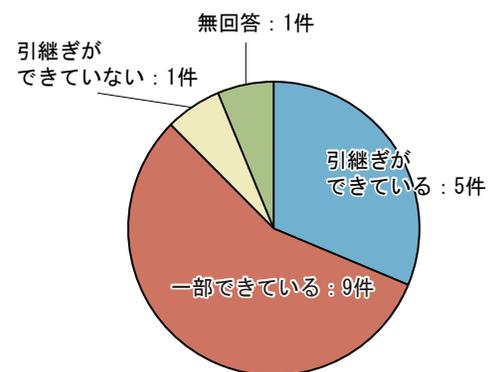
③-2 担当部署の配置職員の身分については、配置職員の45件（68.2%）は正規職員であり、10件（15.1%）が非正規職員ないしは再任用職員を含む正規職員が担当しているものの、10件（15.1%）の自治体では、古文書に対応できる職員を正規では設けず、非正規職員にその対応を委ねていることがわかった。

## 2 合併前の自治体から古文書に関する情報・資料は引継がれていますか？

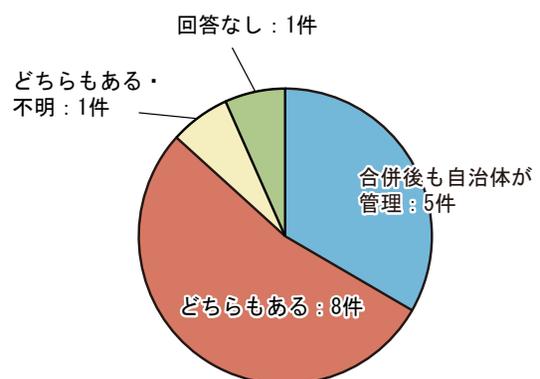
平成の大合併を経験した16自治体から15件の回答を得た。

①情報の引継ぎについては、平成の大合併を経験した自治体のうち、14件（87.5%）が「引継ぎができていない」（5件）または「一部できていない」（9件）と回答していることから、合併自治体ではおおむね合併前の古文書情報が引継がれていることがわかった。このうち、引継ぎが「一部できていない」9件（56.2%）については、合併前の個々の自治体における古文書の取扱いの違いによって、合併後に引継がれた情報と引継がれなかった情報が生じた可能性が考えられる。

②資料の引継ぎについては、合併後も自治体が管理しているものや合併時に所蔵者に返却したものの「どちらもある」が9件（56.2%）を占める。一方、「合併時に所蔵者に返却」の回答はなく、「合併後も自治体が管理」が5件（31.2%）であることから、合併時に一部の資料の返却はあるものの、おおむね合併後も自治体が資料を管理していることがわかった。



3-10 情報の引継ぎ

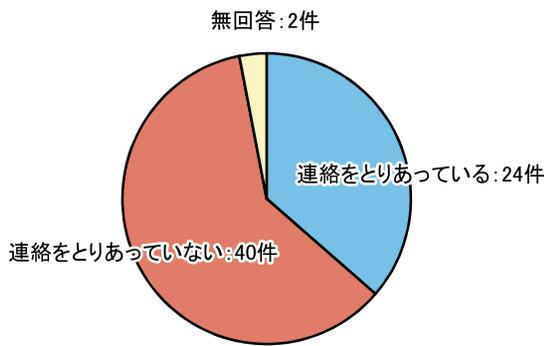


3-11 資料の引継ぎ

### 3 個人宅に所蔵されている場合、その所蔵者と連絡をとりあっていますか？

①連絡については、所蔵者と連絡を取りあって「いる」が24件（36.4%）・「いない」が40件（60.6%）である。半数以上の自治体が所蔵者と連絡を取っていないことがわかった。しかし、自治体によって「いる」「いない」の判断基準が曖昧なため、連絡を取りあっている割合はアンケート結果よりも高いことが想定される。

②連絡のタイミングと方法については、所蔵者と連絡を取りあって「いる」（24件）・「いない」（40件）を含め64件の回答を得た。タイミングについては、展示などで出品を依頼する際や、所蔵者の代替わりなどの際に連絡を取る場合が最も多かった。このほか、文化財パトロールや文化財防火デーなどの案内を通知する際に連絡を取る自治体もあった。連絡方法については、電話連絡後に職員が訪問、あるいは書類を送付するとのことであった。

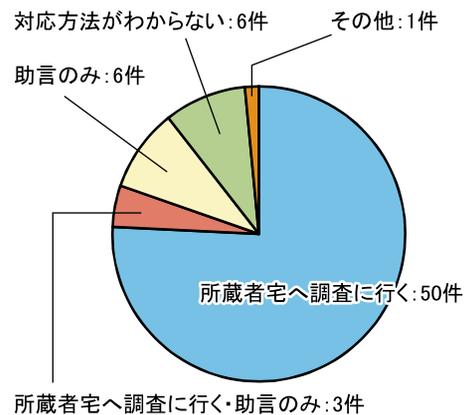


3-12 連絡のタイミングと方法

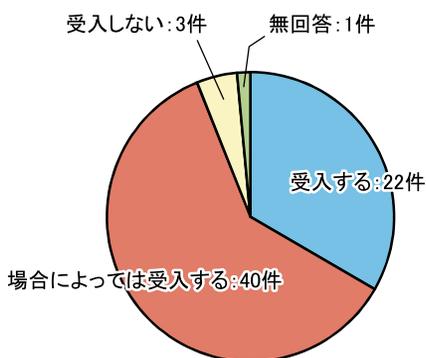
### 4 所蔵者等から史料の保管に関する問い合わせがあった場合、どのように対応していますか？

①対応については、66件の回答があり、所蔵者などから資料の保管に関する問い合わせがあった場合、自治体の50件（75.8%）が「所蔵者宅へ調査に行く」と回答している。同時に、6件（0.9%）は、「対応方法がわからない」と回答しており、担当職員はいるものの、対応に苦慮している自治体もあることが明らかになった。

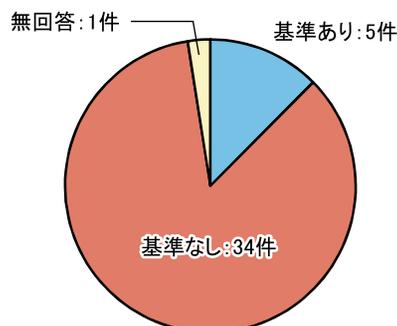
②史料の受入については、22件（33.3%）が「受入する」、40件（60.6%）が「場合によっては受入する」として、必ずしも全ての資料を受入するわけではない



3-13 対応



3-14 史料の受入



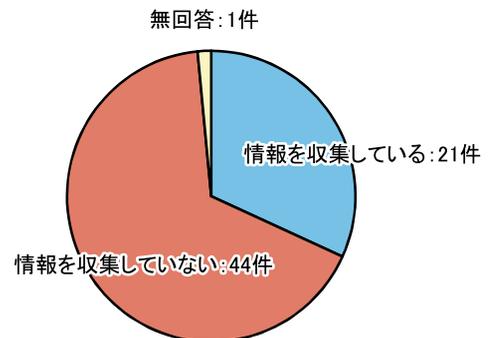
3-15 受入基準

ものの、受入を想定した対応が取られていることがわかった。また、「場合によっては受入する」（40件）の回答のうち、受入の基準については、受入基準が「ある」が5件（12.5%）、「ない」が34件（85.0%）であり、現場職員の判断に委ねられている場合が多い。

## 5 古書目録やオークションなどで自治体内の古文書が売りに出されていることがあります、その場合どうしますか？

①情報の収集については、44件（66.7%）の自治体が資料の情報を収集していないことがわかった。

②情報を把握した際の対応については、「予算の許す範囲で購入する」、または「資料購入費の予算がないため、購入は難しい」との回答が大半を占めた。また、回答の中には、担当が「個人的に購入」して自治体に寄贈するという記述もあった。県内の自治体では、予算面での問題が市場へ流失した古文書収集の課題となっていることがわかった。



3-16 情報の収集

### 第3項 アンケート結果の分析

以上、自治体向けアンケートの結果集計により埼玉県内の自治体における古文書に対応する職員の配置、合併後の古文書の引継ぎ状況、個人所蔵史料の把握と対応、市場流出の古文書への対応について分析を加えた。

古文書に対応する職員については、県内全ての自治体に1人ないし2人が配置されており、その半数以上が正規職員を配置していることが判明した。

合併後の古文書の引継ぎ状況については、平成の大合併を経験した16自治体の回答を得た。古文書情報の引継ぎでは、「引継ぎができています」または「一部できています」が約9割であり、一部の情報に漏れはあるものの、合併後も古文書情報は自治体におおむね引継がれたといえる。自治体が保存する古文書では、合併後も「自治体が管理しているもの」または「合併時に所蔵者に返却したもの」の「どちらもある」が8割を占めた。このことから、一部の返却はあるものの、合併後の自治体においても資料は引継がれていると考えられる。また、古文書を保存する体制についても、自治体の合併後も維持されたといえるのではないだろうか。

個人所蔵史料の把握と対応については、アンケート結果上では、個人所蔵者と連絡を取って「いる」のは約4割であったが、自治体ごとに連絡を取って「いる」・「いない」の判断基準が曖昧なため、実際には連絡を取っている確率は4割以上であると考えられる。個人所蔵者への連絡のタイミングでは、展示などで出品を依頼する際や、所蔵者の代替わりなどの際に連絡するという回答が最も多かった。また、個人所蔵者からの問い合わせに対しては、約8割が「所蔵者宅へ調査に行く」と回答している。史料の受入れについては、約6割が「場合によっては受入する」と回答するが、このうち受入れ基準のある自治体は約1割に止まった。

市場へ流出した古文書への対応については、約7割の自治体が流出した古文書の情報収集を行っていない。また、自治体が情報を把握した場合であっても、予算という問題が難点となり、自治体が古文書を購入できない状況にあった。

各自治体によって事情はさまざまではあるが、自治体向けアンケートの集計結果からは、限られた人員や環境の中で対応せざるを得ない担当職員の実情が垣間みられた。

### 第3節

## 刊行物アンケートの実施

### 第1項 アンケートの目的と実施にいたる経緯

本節は刊行物アンケートの結果を集計して分析を加えたものである。刊行物アンケートに際して第8次専門研では、県内63自治体で既刊行の自治体史（資料編、通史編など）、文書目録に掲載されている文書群名を抽出する作業を行った。文書群名を抽出したデータは、各アンケート項目を選択できるように整えて、各自治体にアンケートを依頼した。その結果をまとめたものが、資料編5-2文書所在調査刊行物アンケート集計表(96頁)になる。

当該アンケートの回答は、県内63自治体のうち52自治体で回答率82.5%であった（未回答は11自治体で、うち3自治体は埼玉史協未加盟）。前節の自治体向けアンケート（事務局追跡調査により回答率100%）に比べて若干回答率が低いのは、アンケートを2段階に設定して、刊行物アンケートは自治体担当者の任意としたためである。

刊行物アンケートの項目は、①現所有者情報について把握していますか②目録情報の管理方法について教えてください③複製情報について教えてくださいの3つあり、刊行物による文書所在情報は、第8次専門研で調査したものを各自治体に回答してもらい、アンケート集計に際して明らかな重複文書、未回答の件数を除いたものを件数とした。この回答件数の総計は、5,328件となり、数値を各回答の分母として、パーセントを算出した。ただし、各設問の回答は複数選択可能なので、パーセントの合計が100%にならないため、数値はおおよその参考としていただきたい（例えば〇〇市史通史編には△△家（苗字のみ）、〇〇市史資料編では△△□□家（姓名表記）とある△△家は同一家である可能性もあるが、不明の場合は別とした）。

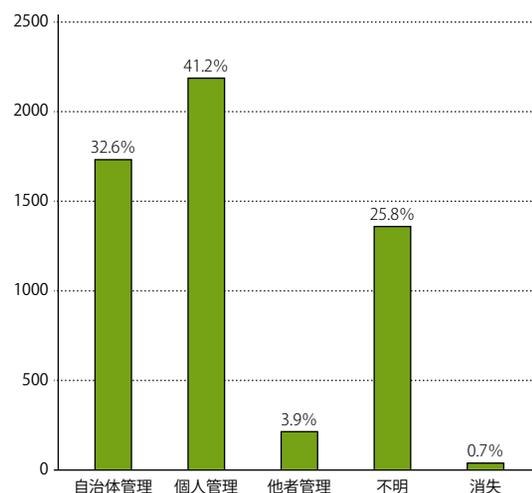
### 第2項 アンケートの結果

① 現所有者情報について把握していますか。  
【1自治体管理、2個人管理、3他者管理、4不明、5消失】から該当するものを○で選択してください（複数選択可）。

1自治体管理については、総数1,735件で文書群総数の32.6%になる。

2個人管理については、総数2,197件で文書群総数の41.2%になる。

3他者管理については、総数209件で文書群総数の3.9%になる。



3-17 現所有者情報の把握

4 不明については、総数 1,372 件で文書群総数の 25.8%になる。

5 消失については、総数 38 件で文書群総数の 0.7%になる。

## ② 目録情報の管理方法について教えてください。

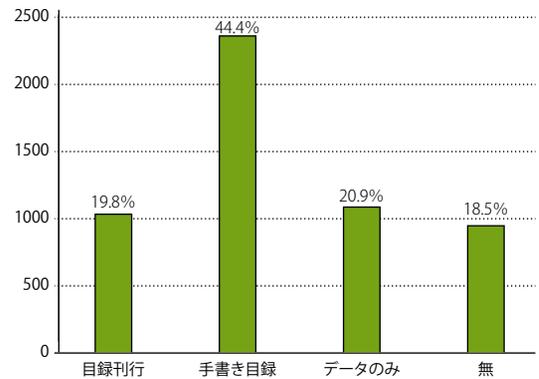
【1 目録刊行、2 手書き目録、3 データのみ、4 無】から該当するものを○で選択してください（複数回答可）。

1 目録刊行については、総数 1,054 件で文書群総数の 19.8%になる。

2 手書き目録については、総数 2,368 件で文書群総数の 44.4%になる。

3 データのみについては、総数 1,111 件で文書群総数の 20.9%になる。

4 無については、総数 984 件で文書群総数の 18.5%になる。



3-18 目録情報の管理方法

## ③ 複製情報について教えてください。

【1 紙焼写真、2 フィルム、3 デジタル、4 原本コピー、5 無】から該当するものを○で選択してください（複数回答可）。

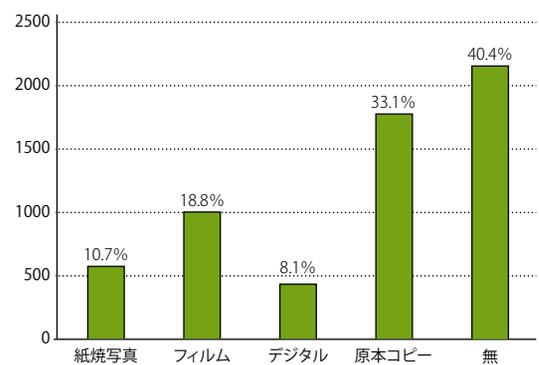
1 紙焼写真については、総数 570 件で文書群総数の 10.7%になる。

2 フィルムについては、総数 1,001 件で文書群総数の 18.8%になる。

3 デジタルについては、総数 431 件で文書群総数の 8.1%になる。

4 原本コピーについては、総数 1,761 件で文書群総数の 33.1%になる。

5 無については、総数 2,152 件で文書群総数の 40.4%になる。



3-19 複製情報

## ④ 備考（自由記述）。

備考は自由記述としたため、個々の文書情報（重複など）に加えて、貴重な現場担当者からの情報があるため、いくつか例示しておきたい。

所蔵者データは平成 20 年（2008）の報告データを使用、消失 9 件はいずれも個人管理、個人管理の多くが現状不明、マイクロ紙焼き・フィルムは市史編さん時に作成（A 市）。約半数が個人管理でほとんど現状不明、他者管理は公的機関を除き現状不明が多い（B 市）。通史編刊行は、原則原文書を借用しマイクロフィルム撮影後所蔵者に返却、現自治体管理は市史刊行後に所蔵者の希望などにより寄贈・寄託・博物館保管となる（C 市）。

大学などの機関に所蔵されている資料（紙焼写真やコピー）は基本的に不明（D市）。総家数は43の区域外文書含む、個人管理・区域外文書はほぼ原本コピーが存在、区域内文書は自治体管理と個人管理が半々（E町）。他市・他機関管理は件数に含まず、複製は文書群の一部のみ（F市）。

### 第3項 アンケート結果の分析

以上、資料編5-2文書所在調査刊行物アンケート集計表（96頁）により、埼玉県における自治体の所蔵者情報把握、目録管理方法、複製情報などが分析できたことを踏まえて、小括としたい。

所蔵者情報は、自治体史刊行前後に文書所蔵者から各自治体へ寄託や寄贈などにより、保存されているものが約3割、刊行後も所蔵者が管理しているものが約3割、不明・消失などが約3割となった。自治体史刊行に際して文書を使用したのみで、その後どうなったのかわからないといった、アフターケア（定期連絡など）の重要性を改めて認識する結果となった。

目録情報の管理方法は、目録刊行、手書き目録、データを合わせると約8割（重複も含む）あり、大半は何らかの形で目録があり、一定の成果は挙げられる。目録刊行が減少している昨今、データのみでも目録を作成していくことが、今後の自治体史調査にも求められるだろう。

複製情報は、かつて原本コピーが主流だった時期があるものの、近年はデジタルデータでの保存が主流になっているが、そもそも複製がないとの回答が多かった。調査に際しては、今後特に借用して返却する原文書は不明・消失する恐れもあるため、出来るだけデジタルでデータを残しておくことも重要であろう。

## 第4節

### 自治体の現状と課題

県内各自治体がさまざまな課題を抱えている状況は、第2章第2節第3項および本章の第2節と第3節のアンケート結果とその分析により明らかである。本節では、それらを踏まえた上で、専門研委員が所属する自治体や視察を行った自治体の事例を含めて問題点を確認し、理想論ではあるが対応策を示しておきたい。なお、本節では自治体について具体名を挙げないこととする。

#### （1）担当部署、職員に関する事項

アンケートの集計結果によると、県内全ての自治体に「古文書に携わる担当職員」が少なくとも1人ないし2人配置されている。3人以上の例も16件確認でき、人員は確保されているように見える。しかしこれを担当部署と合わせてみると、総務部局やその他（生涯学習や埋蔵文化財）担当との兼務もみられ、専門的な知識をもった職員が十分に配置されているとは必ずしも言えない状況である。特に、ほとんどを占める文化財保護課や生涯学習課などの部局では、古文書を専門としない職員や日常的に取り扱っていない職員

が配置されている場合も多く、保存や利用について不安が残る。一方、博物館や図書館の場合においても、本当に専門的な知識や経験をもった人材が配置されているとは限らないのが現状である。そして一番の問題点は、配置職員の雇用形態についてである。再任用・非正規職員の占める部分が多く、中には非正規職員のみが担当している自治体もある。

一例を挙げれば、博物館に学芸員として正規職員2名・非常勤職員2名とパートタイム職員4名、教育支援員2名が配置され、他に管理職として事務系の館長と館長輔佐（再任用）がいる、一見すると余裕を持った自治体がある。しかしこの自治体は、全ての人員が博物館との兼務となっており、学芸員として展示、教育普及などを行う合間の片手間に成らざるを得ない状況である。また、学芸員の中でも特に古文書を扱い近世・近代を専門とする者は1名（非正規）であり、日常的には古文書の整理などは行えない。このように、組織上は人員が確保されているようにみえても、必ずしもそうではない事例である。



3-20 学芸員が発令配置されている春日部市郷土資料館

このような状況は、文書館のような専門部署として設置されていないほとんどの自治体が抱える問題であり、教育部局を含め兼務による業務過剰が恒常化している。また、再任用や非常勤職員が主担当となっていたり、正規職員でも1人で担当していたりする場合には、雇用の不安定さもあり、情報の引継ぎの点でも大きな問題である。

本来は施設を運営するための専門職員を配置し、継続的に運営できるよう配慮すべきであり、そのためには非常勤職員や再任用職員を活用しつつも必ず正規職員を配置し、情報の伝達に不具合が生じないようにするべきである。また職員の育成にも重点を置くべきであり、自治体内の職員教育だけでなく、外部研修にも積極的に参加できるような環境を整備するべきである。

## （2）施設に関する事項

博物館や図書館が担当している場合は、その館内において保存や利用対応などの業務を行っていることが多く、容量の問題を除けば保存環境に関する問題は比較的起こりにくい。しかし、半数以上を占める教育部局や総務部局が担当している場合、必ずしも保存や利用環境が整っているとは言えない現状がある。また専門研委員の所属部署や視察先の現状を確認したところ、保存容量の点については、いずれの自治体においても課題となっている。

近年の某県における歴史的公文書廃棄問題は、保存倉庫の容量が限界を迎えた時に、専門的知識をもった職員が配置されていない状況であるにもかかわらず、事務的に古い文書を廃棄してしまった事に根本の原因あると聞いている。「場所」と「人」が欠ける事が無



3-21 閲覧室での利用状況（埼玉県立文書館）

得られにくい、丁寧な説明により財政当局や住民の理解を得ることにより、将来への責任を果さなければならない。

### （3）情報の引継ぎと所蔵者との連絡

今回のアンケートの柱の一つに、地域史料の情報や所蔵者との連絡をどのようにして引継いでいくかがある。アンケート結果によると、所蔵者との連絡については、半数以上の



3-22 所蔵者宅で管理されている史料

い様にしなければならないのは当然であるが、万が一欠けたとしても安易な廃棄に向わないような制度が必要である。また、適切な保存環境を整え、今後の地域史料受入を見越した容量のある収蔵庫と閲覧などの利用スペースとデジタル化作業の場所などを備えた施設を確保することが、地域史料のみならず歴史的公文書の保存と公開のためにも必要となってくる。

近年の自治体が置かれた財政状況では新たな施設の整備は理解が

自治体が定期的な連絡を行っていない。以前は年賀状などを利用して定期的に連絡をしていたが、予算削減などの結果行われなくなった事例もある。博物館などでは、展示などで借用する際には連絡をすることもあるが、そういった必要がない場合には一切の連絡を取っていない場合が多くみられた。その結果、約3割の資料群が行方不明（消失）となっている。しかし、そのことを認識した後も所蔵者との定期連絡や寄贈依頼と

というような具体的な保全活動にはつながっておらず、問題意識が自治体内で共有化されていない現状がある。おそらく、こういった状況は各自治体共通の問題であり、現場ではある程度把握されているものの、全体としての行動に結びついていないと考えられる。

所蔵者との連絡は、定期的に担当者と所蔵者が対面して地域史料について確認を行なうことが理想的である。しかし、事情によりそれが困難な場合は、年に一度でも電話などにより連絡しておくことが重要である。また、定期的に史料確認調査を行い、寄託や寄贈を

呼びかけたり、処分を考える際には担当部署へ一報を入れてくれるように依頼したりすることも、史料の消失や流失を防ぐ方法の一つとなる。また、各所蔵者の情報を部署で一括管理し、担当者が代わっても明確に分かるようにしておくことも考えておかなければならない。

#### (4) 流出史料を含めた地域史料の収集

流出史料には、自治体をはじめとして大学などが調査・整理を行った後に流出する場合、史料の所在は把握していたが未調査の段階で流出する場合、全く把握していなかった場合など、さまざまな状況が考えられる。その内、調査・整理を行った後に流出（消失）した資料は、アンケート結果によれば約3割にも及んでいる。これら流出史料の一部は古書店の売立目録などによりその存在を知ることができる場合がある（第2章第3節24頁）。しかし、アンケート結果をみても分かるとおおり、半数以上の自治体ではその情報収集すら行っていない。これは情報を把握しても主に予算面の問題で購入することが困難であるため、最初から情報収集も行っていないと考えられる。

ある自治体では、少ない金額ではあるが資料購入費（含図書費）を確保して、毎年何らかの関係資料を購入している。ただし、これは博物館資料として購入しているため、展示関係資料を購入することがほとんどである。（流出史料が市場に出ていない現状もある。）しかし、数年前には大手インターネットオークションに市内からの流出史料が掲載され、この際は職員が個人的に購入したものを寄贈した事例がある。

インターネットオークションの場合、ネットへのアクセス自体や公金支出の手続き上の問題なども多く、史料を発見しても購入することがより困難な状況にある。また従来の古書店による販売方法とインターネットオークションの販売方法では大きく異なる点がある。従来は、一つのまとまった文書群は、「〇〇家文書」や「□□村資料」といった本来のまとまりごとに販売されることが普通であった。現在も一般的な古書店ではその方式をとっていることが多いが、そうすることにより価格はどうしても高くなる傾向がある。

一方、ネットオークションの場合、文書群を解体し、史料1点（もしくは数点）ごとで販売していることが多い。この販売方法の問題点は、史料の原秩序（本来の文書群としての形態）の完全な喪失にあり、より散逸の危機が高くなっているといえる。

なお、古文書のネットオークションへの流出については全国的な問題となっており、近年では、福井県内でも大量の売り出しが確認された。それを受けて福井県文書館では、本県と同じように県内の古文書追跡調査に着手している。関連の新聞記事（福井新聞、平成30年1月8日）には、専門家の言葉として、史料は保存されているその全容が残されて



3-23 束ねられている状態の古文書

いてこそ意義があり、オークションでバラバラにされた場合、全体像を復元することが出来なくなることを指摘している。また、三重県、大分県、新潟県でも自治体史編さん後の史料の2～3割が所在不明となっていることも報じている。従来よりも早い速度、高い危険度で史料流出が続いていることに備えていかなければならない。

### (5) 市町村間の連携

現状では、市町村間の連携はほぼ行われていない。埼史協や埼玉県博物館連絡協議会などの組織は存在するが、軽度の情報交換や視察研修の実施などが活動内容であり、具体的な協力体制などは確立されていない。県（文書館など）と市町村間も同様であり、情報交換程度はあるものの消失危機資料の引き受けや対応方法の相談などは、個別事例を除けば広く行われているわけではない。古文書担当職員がいても、埋蔵文化財や一般事務が専門である場合などは、職場内で相談することができないような状態にある。この点を考えると、第2章第3節（24頁）でも触れられているが、県が積極的な相談の呼びかけを行い、場合によっては地域史料を引き受けるなどの対応が必要ではないだろうか。

### (6) 予算

ほぼ全ての課題はこの点に帰結してしまう。各自治体がおかれている厳しい財政状況の中で、住民生活に直結しない部分については重点配分から外れてしまっている現状がある。そのような中で予算を確保することは難しいが、国や県、財団などの助成金を獲得することを含めて積極的に動く必要がある。また、史料保存の重要性を自治体組織内で共有できるように各所へ訴えていかなければならない。そのためには利用者の利便性の向上や利用者数の増加といった点やメディア利用を含めた広報活動にも重点を置く必要がある。

以上のように現場で起きている問題点を挙げてきた。現場では出来る限りの対応をして



3-24 マイクロフィルム保存状況

おり、例えば、専門職員が配置されていなくても、自治体史編さん終了直後に所蔵者に返却した史料を除けば、ほぼ全てが保存されている事例や、自治体史編さんの担当部署は解散してしまったが図書館が資料を保存している事例、現在でもマイクロフィルムを作成したり、かつて作成したものを整理して公開へと努力している事例もある。しかしながら、現場で出来る対応は限られており、個人の力量によるところも大きい。やはり制度として永続性をもった方法で取り組んでいかなければ、地域史料の消滅は避けられない。本会の存在意義はますます高まっており、地域史料の保存と活用をさらに訴えていかなければならない。